

フィンランド：Barnahus Helsinki Unit

視察団：私たちは日本の全国にある被害者支援組織で、主に、刑事手続における情報提供、助言、カウンセリングおよび支援を行っています。この視察の目的は、各国における複数のサービスの運用実態を観察し、学ぶことにあります。特に日本にはまだBarnahus（バルナフス）のような活動は存在していませんので、Helsinki Barnahus から学ぶ機会を得られることを大変光栄に思います。ありがとうございます。

Barnahus（リーサさん）：こちらこそ、皆さまをお迎えできてとても嬉しいです。

どうぞおかけください。残念ながら魚料理などはご用意できませんが、水とフィンランドの伝統的なビスケットをお出しします。

最初に、私たちのユニットの歴史を簡単にご紹介し、その後、現在の活動内容、最後に特に官庁間協力の形態についてお話しします。どの段階でも、何か不明な点や私たちの意図が分かりづらい点、または詳しく知りたいことがありましたら、遠慮なくお尋ねください。そのほうが私たちとしても助かります。

ここはヘルシンキの児童・青年法心理学ユニットです。名称にはBarnahusという語は含まれていませんが、活動内容としてはBarnahusモデルに基づいています。それでは、当ユニットの設立の経緯を簡単にご説明します。

フィンランドにはこのようなユニットが5か所あり、私たちはそのうちの1つです。これらのユニットはもともと2000年代初頭に、子どもに対する性的暴力の疑いを調査する目的で設立されました。これらのユニットができる前は、子どもへの性的暴力が疑われた場合、当局の対応は非常にばらつきがありました。警察に届くまでに多くの異なる手続きや調査が行われることもありました。さらに、小さな子どもを聴取するための専門知識や特別な手法も存在していませんでした。ご存じのとおり、フィンランドは人口が比較的少ない国です。そのため、このような専門知識をどこかに集約しなければ十分に発展しないと考えられました。

2008年に、これらのユニットの存続を確保するための法律が制定されました。その法律はあまり複雑なものではなく、実際には2つの主要な要点がありました。1つは、ユニットに非常に広範な情報取得権が与えられたという点です。つまり、警察や他の予備調査当局、たとえば検察官や裁判所などが事件の全体像の解明のために私たちの協力を求めた場合、子どもに関するあらゆる情報を、どの機関からでも取得できる権限を持っています。これらの背景情報は、面接の際またはその後に子どもにどのような特別な支援が必要かを評価するため、また子どもに関してどのような懸念が存在するのかを把握するために用いられます。また、この法律では、これらのユニットの運営にかかる費用は、国の資金から大学病院に補償されることが定められました。

このような多職種の専門チームはかなり費用がかかるため、地域間の不平等が生じないようにしたいと考えました。国家が（費用を）すべての地域で補填します。また法律は、これら

のユニットに適切な専門性が備わっていること、そして例えば定期的に研修を受けられることも求めています。ユニットの設置主体・配置について検討した結果、国によっては社会福祉部局、法務省、警察の下に置かれていますが、フィンランドでは大学病院に置くことに決めました。その理由の一つは、他の専門診療科との円滑なコンサルテーションやスムーズな医療への誘導を確保するとともに、検察との強い連携も確保したかったためです。大学界や研究者との強い結び付きは、フィンランドでも価値が高く重要なものだと私たちは位置づけており、現在も同様です。最新のエビデンスに基づいて運用すると同時に、研究にも参加しています。現在も複数の職員が、業務と並行して研究に従事しています。実は、日本の教授とも共同研究を行ったことがあります。

Barnahus (リーサさん)：しかし、ユニットが動き始めて間もなく、身体的暴力の疑いも性的暴力の疑いと同様に、警察が解明するのは決して容易ではないことが分かりました。特に家庭内での事案や、しつけ／養育に関連する事案では、難しい特性があることもありました。そのため警察は、その種の事案でもユニットが支援できるかどうか、次第に多く問い合わせるようになりました。その後、フィンランドで非常に痛ましい出来事が起こり、小さな子どもが暴力が原因で死亡しました。これを受け、身体的虐待(暴行)疑いにも徹底的に取り組むべきだという声が高まりました。

そこで2つの法改正が行われました。まず、ユニットの根拠法を改正し、身体的虐待の疑いも対象に含め、警察や予備捜査当局が虐待疑いの事案もユニットに回付できるようにしました。その後、別の法律を改正し、子どもと関わるすべての専門職に対し、いかなる暴力の疑いであっても警察への通報義務を課しました。私たちの運用の変遷を語る上で重要ですが、フィンランドではあらゆる暴力行為が犯罪化されており、しつけに関連する行為—例えば軽い平手打ちや髪を引っ張る—もすべて含まれます。

すべての子どもや保護者をユニットに呼んで面接することは、不可能ですし適切でもありません。そのため、子どもに優しい形で、かつ可能な限り高い品質を保ちながら、他の当局を支援するための多様な方法が求められました。警察、とりわけ主任捜査官がユニットに回付する事案を決定しますが、原則として就学前の子どもや、発達・神経精神／メンタルヘルス等に特別な支援ニーズのある子どもが当ユニットに回付されます。一般的な発達の学齡児や若者については、警察が自ら聴取します。フィンランドではそのための仕組みがかなり整っています。ただし、その場合でも必要に応じて支援しますし、当ユニットには若者の面接や警察支援に特に秀でたスタッフもおり、詳細は喜んで共有します。

つまり、医療において高度専門医療に最も重い(難しい)症例が回ると同様に、当ユニットにも最も扱いの難しい事案が回付されます。ただし、各種のコンサルテーションや研修という形で多くの連携も行っています。その点は後ほど述べます。重要なのは、フィンランドではこれらのユニットが公的部門の管轄下にあり、強い権限(マנדート)と制度内での地位を有している点です。私たちの業務は常に変化しています。現象は変化し、法律も改正され、社会的変化も起きるため、より良い方法を継続的に検討・改善する必要があります。

Barnahus (リーサさん)：ここで、当ユニットの担当エリアについても触れておきます。

当ユニットの担当区域は、フィンランド全土の約3分の1をカバーします。人口はそれほど多くないものの、地理的には数百kmに及ぶ広大なエリアです。また、当該区域は9つの「福祉(医療)圏」にまたがるため、連携先も多数に及びます。南部地域の特徴として、フィンランドの移民人口の多くが集中しており、そのため当ユニットの利用者の約半数は多文化(多国籍)家庭の出身です。

こちらが数値です。例えば去年は323件の事案が回付されました。その大半は性的暴力以外の事案でした。当ユニットでは、児童面接に加えて、各種の専門家意見書(鑑定書)も作成します。多くの国では、医師の所見や被害(影響)評価は面接担当者とは別の部署が担いますが、フィンランドでは当ユニットがこれらの意見書も作成します。意見書は全件で作成するわけではなく、事案ごとに必要性を評価します。去年は、約200件のコンサルテーションを他の当局や各機関に対して実施しました。さらに、研修会を6回開催しました。

まず、フィンランドでは予備捜査の面接はすべて録画され、さらに厳密な逐語記録(テキスト化)が必要で、当ユニットには専任のリテレーター(逐語作成者)がいます。こちらに運営コストを示しています。費用の大半は施設の賃借料と人件費です。

次に、当ユニットに支援要請が来た際に一般的に起きる流れを説明します。例えば病院からであっても、診療情報提供書(紹介状)だけでは当ユニットを利用できません。必ず、予備捜査を行う当局からの要請が必要です。その後、警察から受領した情報(通常は捜査依頼書およびその他の資料)を精査し、必要な追加情報を収集します。この情報収集は仮説(例えば刑事捜査の前提)に基づき、事案の全体像—すなわち誰かが子どもについて懸念しているという状況—を踏まえて行います。つまり、特定の犯罪疑いを補強するための恣意的な情報収集は行わず、何が起きたのかを問います。その後、警察と共同で実施計画を作成し、誰が子どもを面接するか、どこで面接するか、どのような支援措置が必要かを定めます。続いて、今後の方針を決定し、社会福祉当局と緊密に連携します。暴力の疑いは、社会福祉当局にも必ず通報します。同局が重要な情報や並行手続を有している場合があります。

面接前には少なくとも1回の多職種会議を開催し、面接に関する論点を確認して多角的に検討します。当ユニットで子どもの聴取を行う場合、面接担当者は通常、トレーニングを受けた司法にも詳しい心理士です。警察やチームの他職種、場合により社会福祉当局が、ライブ映像で面接を視聴できます。そのため休憩を挟みます。これは子どもの負担軽減のためでもあります。面接者と視聴側が追加で何を質問するかを協議するためでもあります。この録画は、裁判になった場合の主要証拠となります。したがって子ども本人が出廷して証言する必要はなく、ビデオ記録が再生されます。この録画は、予備捜査にも公判資料にも位置づけられます。面接が終了すると、その録画は被疑者および弁護人に開示されます。

質問漏れがある場合や追加論点がある場合、追加質問を要請できます。面接者は同一で、被疑者本人が立ち会うことはありません。ただし弁護人が同席する場合があります。これは、その後不要な追加質問や新たな影響・圧力が生じないようにするためです。視聴後には多職種のフォロー会議を行い、子どもに継続的支援の必要があるか、各当局の役割分担を検討します。

必要に応じて、子どもや家族に対する心理社会的支援を提供・調整します。事案が継続中の場合は支援計画を作成します。約1年前から、当ユニットには心理社会的支援コーディネーターの新規ポストが設置されています。子どもの年齢によって対応は異なります。低年齢の場合は本人に直接連絡しないこともありますが、年長の若者には面接者が電話することがあります。また案内用動画を用意しており、事前に家族が視聴して流れを把握できます。家庭内の疑い事案では、事前に知る人を最小限にするのが望ましいと警察が判断する場合があります。他のリスクのために親元を離れて一時保護・里親委託されている子どももおり、その場合は里親家庭などと連絡を取ります。これらは実施計画の作成時に検討します。

Barnahus (リーサさん)：以上が典型的な段階ですが、各ケースは個別最適化し、必要に応じて工程の追加・省略を行います。本プロセスの途中で警察の要請により身体的(身体所見)検査を行うことがあり、その場合はニュー小児病院(Uusi lastensairaala)で実施します。同院はHUSの一部ですが、別部門です。そこでは、当該検査の訓練を受けた専任医師が担当し、当ユニットと連携します。フィンランドの制度上の特徴として、子どもの聴取は当ユニットや警察だけでなく、学校や保育施設、家庭で行われることもあります。

面接に至るまでは長いプロセスであることを示しました。この点は長年の間に大きく変化してきました。ユニット設立当初は、疑いが生じてから聴取までに非常に長時間を要することがありました。現在は状況が異なり、警察に通報が入ると速やかに聴取が行われます。当ユニットでは72時間以内の聴取が可能です。そのため、直近の疑いであれば子どもの記憶痕跡が新しいと考えられ、現在では比較的早期に聴取されます。ただし、かなり前(例：約2年前)の出来事が警察に通報された場合、一定期間は警察側で留保されることもあります。時間の経過はあらゆる点を困難にします。長期間が経過している場合は非常に難しくなります。この点は意見書で評価されることが多く、専門家意見が求められるのは、子どもが何かを語った事案です。長期間にわたり子どもと周囲の人との間で多くの会話がなされていると警察が考える場合には、一層精査します。

付け加えると、適切に実施された司法面接では、時間経過に伴う記憶プロセスの評価も行います。また、補足的な情報収集では、子どもとどのような会話が交わされてきたかを把握します。例えば、仮説として親の監護(親権)紛争が背景にある場合や、社会福祉当局の記録から子どもと疑いについて繰り返し話されている事実が読み取れる場合があります。これらは面接時に考慮しますが、子どもの供述の信頼性評価は広範で複雑なテーマです。機会があれば別途詳述いたします。

多職種・多機関連携は、子どもと家族の福祉の確保および公正な司法手続のために常に重要です。ただしフィンランドでは、個々の公務員の権限が大きいため特に重要です。例えばソーシャルワーカーは裁判所の決定なしに、1か月(最長2か月)の緊急一時保護(措置)を決定できます。一方で主任捜査官は、多くの予備的捜査行為を裁判所命令なしで決定できます(他国では裁判所の許可が必要な場合が多い)。個々の当局者が家庭や手続に大きな影響を与える決定を行うため、情報連携と協働が重要です。設立当初から、警察や社会福祉当局

など関係機関が互いの役割を理解し、各段階で誰が関与しているかを把握し、手続が円滑に進むように、連携強化に取り組んできました。しかし人員の入れ替わりがあるため、これは継続的な労力を要します。私たちは関係機関のハブとして全体を取りまとめています。

さらに、子どもへの暴力、関連する現象、機関連携に関して、他機関向け研修を行うことも増えています。こうした業務は私たちの勤務時間の相当部分を占めています。児童領域の実務者向けコンサルテーションダイヤルを運用しており、平日6時間稼働しています。自由に電話相談でき、実務者と一緒に検討します。例えば、司法手続の進行中における療育・セラピーの調整などについて助言します。

多機関連携の他の形については、エマとユハから説明します。両名はとりわけ警察との多面的協働に深く関わっています。

Barnahus (ユハさん) : 皆さんこんにちは。

まず、警察支援の具体的業務について簡単にご紹介します。

当方の目標は、管内警察を可能な限り多様な方法で支援することです。警察署ごとに求めるサービスや支援のニーズは異なります。ここに、地域の各警察に一律提供する基本メニューを整理しています。例えば研修提供は、定期的実施するよう努めています。特に「子どもの聴取方法」に関する研修です。各種コンサルテーションも提供します。依頼は各警察署から、または電話で寄せられます。医療的背景情報の評価なども相談内容に含まれます。また、警察と協同で面接戦略を立てたり、子ども／若者が面接可能かどうかを総合的に評価したりします。面接実施の可否には、年齢や心理的状態など多くの要素が関わります。

必要に応じ、面接を実施すべきでない等の短い意見表明を警察に行うこともあります。通常、これらの予備評価は警察との共同意思決定に活用されます。主たる提供は面接（司法面接）の実施です。必要に応じて、当ユニット、警察署、その他の場所で実施します。面接場所は子どもの利益を最優先に選定します。多職種会議（“Seula” = スクリーニング会議）も開催します。これについてはエマが後ほど詳しく説明します。

主として、新規の犯罪通報の内容を確認します。背景情報の整理を行い、警察の評価・判断を支援します。相談（コンサルテーション）について補足すると、ここで挙げたのは一例にすぎず、警察側のニーズは状況ごとに多様で、あらゆる種類の質問が当方に寄せられます。例えば、再現（リコンストラクション）の計画について支援依頼を受けたことがあります。つまり、被疑者が犯行現場での動きを説明し、それに合わせて現場を再現するというものです。子どもの記憶の働きに関する疑問や、特定の論点を面接でどのように提示するかといった質問も寄せられます。被疑者の取調べに同席を求められることもあります。特別な配慮が必要と警察が判断した場合です。原則として、難易度が高いまたは緊急性のある事案には当方も関与する旨を警察に伝えています。

先ほど述べた見直しを現在進めており、未成年や特別な支援ニーズを持つ子ども、さらには未成年証人を、当ユニットの支援対象としてより明確に位置づける方向です。

Barnahus (ユハさん)：現在の重点は被害児（当事者）にあります。ここでは、これが日常業務としてどのように機能しているかを説明しています。3つの警察署に定期的に出向いています。対象は首都圏にある3署です。必要に応じて、他の警察署にも随時訪問します。これら3署については、常駐に近い形で対面支援を行う体制が整っています。心理士とソーシャルワーカーのペアが現地対応します。このペアは、当該署の子ども・若者関連の捜査を支援することを目的としています。

先述のとおり、署内で司法面接も実施します。現地常駐により活用頻度が上がることを確認しています。警察の多忙時でもその場で気軽に相談でき、迅速対応が可能になります。対面での常駐は双方にとって有益です。さまざまな場面でより多面的に活用されることにもつながります。当方の業務は警察からの連絡を起点とするため、現地での存在感と緊密な協働が重要だと考えています。ユニットの存在と連絡先を警察内部に広報することも重要です。警察には指針があり本ユニットの活用を促していますが、個々の警察官には心理的ハードルが残る場合があります。ユハやエマのように親しみやすい窓口があると連絡につながりやすくなります。実働の捜査官は多忙で案件数も多いため、近くにおいてアクセスしやすいことが重要です。

次に、エマから詳細をお話しします。スクリーニング会議等についてです。

Barnahus (エマさん)：私は司法心理士で、在任8年です。ユハが警察署での実務について述べましたので、私は多職種会議について説明します。

Seula (スクリーニング) 会議、すなわち当ユニット・警察・検察が参加する多職種会議のことです。この会議には、警察が事前に選定した複雑な事案が一定数付議されます。主として、新規の犯罪通報が対象です。複雑とは、不明瞭な犯罪疑いや、家庭内で繰り返し発生している疑いなどを指します。当ユニットは、リーサが述べたのと同様の方法で、子ども・家族に関する背景情報の収集を担います。つまり、心理士が医療記録を確認し、ソーシャルワーカーが学校と連絡を取ります。昨年は合計で1,000件超の犯罪通報を精査しました。そしてこれらの会議で、当該事案について何を行うのが妥当かを共同で評価します。多くの場合、児童面接によりその犯罪疑いについてさらなる明確化が得られるかが論点になります。

一方で、例えば家庭内に関する初回通報の場合は、刑事手続よりも児童福祉の支援が有益だと判断することもあります。したがって、当方が蓄積した情報を提示し、当該事案に関する見解を述べます。原則として警察・検察は、子どもの最善の利益にかなう案をよく聞き入れてくれます。その背景として、警察・検察との密接な協働を継続しており、信頼関係ができていくことがあります。ここに、会議の結論のパターンをいくつか示します。

1つ目の一典型的な一結論は、警察が捜査を継続することです。念のため、これらの会議は案件選別の場であり、明らかに捜査すべき事案は会議を介さず直ちに捜査に回ります。予備捜査を継続しないのは、例えば初回通報で家族が困難な状況への支援を申請しているような場合です。長期化する刑事手続は子どもの視点から不当（過重）となり得ると考えます。同時に児童福祉（保護）による調査手続が必ず進行していることに留意が必要です。警察がこれ

以上捜査しない場合でも、子どもと家族は児童福祉の支援対象に留まります。家庭内または身体的暴力の軽微な疑いは児童福祉で対応可能です。一方、重篤な傷害や性的暴力疑いがある場合は、初回通報からでも捜査に移行します。会議結果は児童福祉当局に必ず共有します。典型的に、警察が自ら調査を開始します。懸念が高まった場合は、新たな捜査依頼（照会）を行う方針です。もちろん、協議のうえで予備捜査を継続する結論となる場合もあります。当方の収集した背景情報に基づき、警察が聴取するか、それとも当ユニットが面接するかを判断します。この場合も警察は当方の見解を尊重し、心理士による面接が望ましい場合は当方に委嘱します。

Barnahus (エマさん)：リーサが述べたように、子どもの供述が主要証拠となることが多い一方、児童面接なしで捜査が可能な場合もあります。例えば、年齢が低すぎて面接が不可能な事案です。付け加えると、本会議の主目的は警察のリソース配分を最適化することです。警察には非常に多くの通報が寄せられ、その内容は多岐にわたります。したがって、捜査が必要な案件の選別と、当方の関与先の明確化が重要です。この会議枠は、現場から支援を要請する主要な経路でもあります。

当初、この会議は身体的虐待疑いの急増に対応するために整備されました。性的暴力疑いは長年おおむね横ばいですが、全ての機関が全ての暴力疑いを警察へ通報する運用となり、事案数が膨大なため多機関連携による精査が不可欠となっています。本会議は当管内の全警察署で実施しています。実施頻度は、毎週の署もあれば、月1回の署もあります。

次の話題に移る前に、研修について一言。当方は、管内の警察署に各種研修を提供してきました。先ほど申し上げたとおり、子ども案件を担当する警察官は1年間の面接研修を受講します。しかし警察側でも人事異動が多く、全員が必ずしも当該研修を受講できるとは限りません。当方に対し、2日間の基礎研修（入門研修）の実施要請があります。基礎的なスキルを早期に身につけてもらうためです。この2日研修は、2コマの講義とスーパービジョン（業務指導）で構成します。受講者は新任の児童・青少年担当捜査官が中心です。研修では、仮説的思考—すなわち代替説明の検討—を扱います。記憶の働きや取調べに関して知っておくべき事項を解説します。面接者自身の感情・態度・先入観が影響しうる点も具体的に説明します。良好なラポール（関係）／協働の築き方についても重点的に扱います。誘導質問とは何か、質問タイプの種類についても説明します。

続いて、NICHD プロトコル（司法面接）を具体的に解説します。構成要素や実際の進め方を示し、映像サンプルも用います。青年期の子どもの面接についても解説します。ご承知のとおり、思春期の子どもには特有の留意点が多数あります。年初には、パトロール部隊（現場警察官）向けの短時間研修も初めて試行しました。緊急通報センターから、子どもへの犯罪疑いがある家庭への出動指示を受けた際の対応方法について——。誘導せずに子どもに話してもらうにはどうすべきか。また、スーパービジョンとして、自身の取調べに関するフィードバックも受けられます。面接映像を心理士と共に検討します。要請があれば、特定テーマに特化した研修も提供可能です。また、社会福祉当局など他機関向けにも研修を行っていま

す。警察より先に関与する場合もあり、ソーシャルワーカーも子どもと関わります。医療専門職向けの研修も実施しています。学校職員（スクールソーシャルワーカー、スクールサイコロジスト等）にも研修を提供しています。

当方の目標は、地域の児童関連業務に携わる全ての専門職が十分な基礎知識を備えることです。これに関連し、全国の各ユニットが THL（フィンランド保健福祉研究所）と連携してオンライン研修を用意しており、実務者が受講できます。子どもへの暴力および子どもと関わる実務について解説しています。その中で、暴力状況が子どもに与える反応、仮説思考による視野拡大、誘導せずに追加質問する方法などを扱います。さらに通報義務（誰に通報するか、暴力の兆候の把握）についても説明します。学校職員は、暴力被害が疑われる児童の支援方法に迷う場合、当方の相談ダイヤルに連絡できます。私たち自身の能力向上のため、国内外の研修・学会にも積極的に参加しています。海外の専門家によるスーパービジョンも受けています。例えば、欧州各国や米国の専門家です。

Barnahus（エマさん）：課題もありました。現在フィンランドでは、児童面接研修、司法心理学研修、予備捜査関連研修のいずれもが多職種（学際）型です。開発当初は反対意見（多職種研修は望ましくない等）もありましたが、長年の議論を経て試行が決まり、実施後は非常に高い満足が得られました。協働で学ぶことにより、他職種の視点への理解が深まり、受講者の満足度も極めて高い結果です。不確実ですが、「最初に合意に至った」旨の要点確認と思われる。

視察団：Barnahus モデルに関わるようになったきっかけを教えてください。

Barnahus（リーサさん）：そうですね、私たちはそれぞれ少し違う経緯でこの分野に来ています。私は2009年にタンペレ（フィンランドの3番目に大きい都市）の同種ユニットで始めましたが、「この専門ユニットで働きませんか」と電話をもらったのがきっかけでした。司法心理学について多くは知りませんでしたが、検索して調べ、試してみようと決めました。仕事は非常に興味深く、その道に進むことにしました。さらに研修を受け、こちらに移りました。

2011年からここで働き、国際連携にも多く携わってきました。とても面白い仕事です。そちら（日本）では、面接や報告がある場合、業務の範囲はどこまでに及びますか。面接後に当方の役割は終了とすることもあれば、心理社会的支援の調整を継続することや、専門家意見書を作成することもあります。さらに、先ほど触れたように、予備捜査が長期化し、面接後も1年以上警察で事件処理が続く場合もあります。1回の来所のみで直接対応が終わることも一般的です。面接担当の心理士と、心理社会的支援の担当者は分けることが推奨されています。

Barnahus（エマさん）：大学時代から法心理学に関心があり、計画的にこの仕事を目指しました。最初は実習生としてここに来ました。その後、他機関で長期実習を行いました。卒業

後にここで働くことを決めました。長期実習の間に、臨床的ケア中心の仕事は自分には合わず、この分野が合っていると感じました。特に、警察支援や取調べでのコミュニケーション活用に関心があります。

Barnahus (ユハさん)：大学に入った頃は、メンタルヘルスのセラピストになるつもりでした。しかし法心理学の基礎講義で腑に落ちました。予備捜査と個別支援がうまく混ざる、刺激的な世界だと感じました。エマと同様、警察支援に特に関心がありました。エマと同じように、実習でここに来ました。

Barnahus (エマさん)：私たちにとって重要なのは、多職種連携の継続的な発展です。大学・研究者とも連携し、研究と実務の乖離を埋める必要があります。もう一つはリソースです。幸い、当ユニットは十分な資源があり、丁寧な対応が可能で、人員の入れ替わりも少ないことです。長期の雇用関係が継続的なフォローを可能にします。

視察団：司法手続中の心理支援、特にトラウマに特化した支援の実施についてどのように考えられているか教えてください。

Barnahus (リーサさん)：フィンランドでは法律 (EU 犯罪被害者指令) に基づき、警察は被害者の支援ニーズを評価し、当ユニットも全ての利用者 (児童を含む) の支援ニーズを評価します。およそ10年前までは、司法手続の途中で過度な支援を行うと証言への「汚染 (コンタミネーション)」が起こるのではと慎重でした。しかし現在では、支援や心理治療を行っても法的手続きに悪影響を及ぼさないことが理解されています。

そして2011年には、数名の職員がアメリカに渡り「トラウマ焦点型認知行動療法 (TF-CBT)」の研修を受けました。それ以降、フィンランドでもその研修が実施され、当ユニットにも修了者がいます。ただし子どもの大半は地域で支援を受けられるため、当ユニットに来る必要はありません。必要に応じて当方が連携・調整も行います。

他国と異なり、フィンランドでは子どもが出廷して証言する必要はなく、司法面接のビデオ記録が法廷で再生されます。そのため、司法面接後は治療・支援が進めやすくなります。面接前であっても、手続は警察・検察・裁判所の所掌に移ります。症状が強い子どもには支援を受ける権利があります。詳細を話さなくても、トラウマ反応への支援は受けられます。疑いが否定された場合でも、家族が支援を必要とすることは多いです。疑いそのものが危機となり、別の課題を抱えることもあります。児童事件専門の警察官は意欲的で、1年の研修が実務のツールを提供します。

例えばユハとエマがスーパービジョンや面接へのフィードバックを行い、より良い情報を得るための留意点を伝えています。ランサローテ条約 (子どもの性的搾取及び性的虐待からの保護に関する条約) や児童の権利条約など国際約束の履行義務に基づき、警察向けの明確な指針があります。警察は階層的組織で、内部方針として推奨が示されていますが、手段が

十分でない場合もあります。状況は概ね良好でも、捜査上の要請が優先され、心理的支援の検討が後回しになることがあります。そのため、この仕事に終わりはありません。多機関連携の強化と継続的対話を続けます。

Barnahus (エマさん)：それでは施設見学へ。この施設には長く（2011年頃から）入居しており、来年改修予定です。

現在の施設は低年齢向け仕様が中心ですが、思春期の利用者が増加しており、若者向けの環境（待合等）を強化したいと考えています。

視察団：建物の提供は公的な機関からのものですか？

Barnahus (エマさん)：ここは大きな自治体の建物です。この奥が職員のオフィスです。スタッフ用キッチンもあります。HUSでは共用ワークスペースが増えていますが、プライバシー確保のため個室を希望しています。隣はカーペリテハス（ケーブル工場）で、子ども建築学校 Arkkiがあり、作品を提供してくれています。入口ホールにも子どもたちの作品が展示されています。

ここが面接室です。2台のカメラで常時撮影します。室内の装飾は最小限です。面接室は3室あります。面接中は休憩を挟み、子どもはこのスペースで過ごします。

こちらが業務用の共用スペースです。遠隔面接機器が整っており、検察官が遠方でも来所不要です。当ユニットや手続の案内など、家族・子ども向け資料を整備しています。

申し訳ありませんが、いま療法室に利用者がいるため、室内には入れません。また、面接室が3室、セラピー用作業室、オフィスがあり、身体検査室は今後整備予定です。これらの施設について何かご質問はありますか。

視察団：建物、室内の設計はどのように行っていますか？

Barnahus (エマさん)：以前は病院側の担当者が関わっていましたが、来年の改修ではより詳細に設計できればと思います。病院らしさも警察署の事務室らしさも出たくありません。

視察団：特徴的なトレーニング方法を教えてください。

Barnahus (エマさん)：アバター・トレーニングです。警察向けのアバター・トレーニングで、日本でも、子どもアバターを用いて実施されています。少なくともフィンランドでは効果のエビデンスはありません。Barnahus（バルナフス）については、「Barnahus モデル」とあえて括弧付きで呼びます。ご存じのとおり、国ごとに基準が異なります。そのため、実装研究や効果研究が難しく、正確な評価はまだ十分に行われていません。